学校における留学生の適正な受入れ・在籍管理の再確認

（留学生の違法活動防止のための学校調査における指摘事項について）

令和5年2月22日

東京都生活文化スポーツ局私学部

留学生の違法活動防止のための連絡協議会

違法活動で摘発された外国人には留学生が多く含まれている

↓

防止のためには、学校が十分な学習、生活指導を行うことが重要

- 平成15年10月に関係機関による協議会を設置し、留学生の違法活動を未然に防止するため、課題等について検討・協議

《構成団体》

- 文部科学省・東京出入国在留管理局・警視庁・東京都
- 新宿区・台東区・渋谷区・豊島区・武蔵野市
- 一般財団法人日本語教育振興協会
- 公益社団法人東京都専修学校各種学校協会

留学生の違法活動防止について

取組の2つの柱

留学生を受け入れている専門学校等に対する実地調査・指導

・平成16年度から、東京出入国在留管理局・東京都・関係区市による合同調査チームを組んで実施
・例年、専修学校と各種学校（日本語学校等）を合計して20校程度調査
・「専門学校・各種学校の留学生受入れ等に係る管理指針（H17.3.29制定）」に基づき、調査・助言

留学生を受け入れている専門学校等の教職員に対する啓発・相談

・「留学生指導担当者相談窓口」の設置
・学校の教職員等を対象とした「留学生担当教職員研修会」等の開催

留学生数の推移について

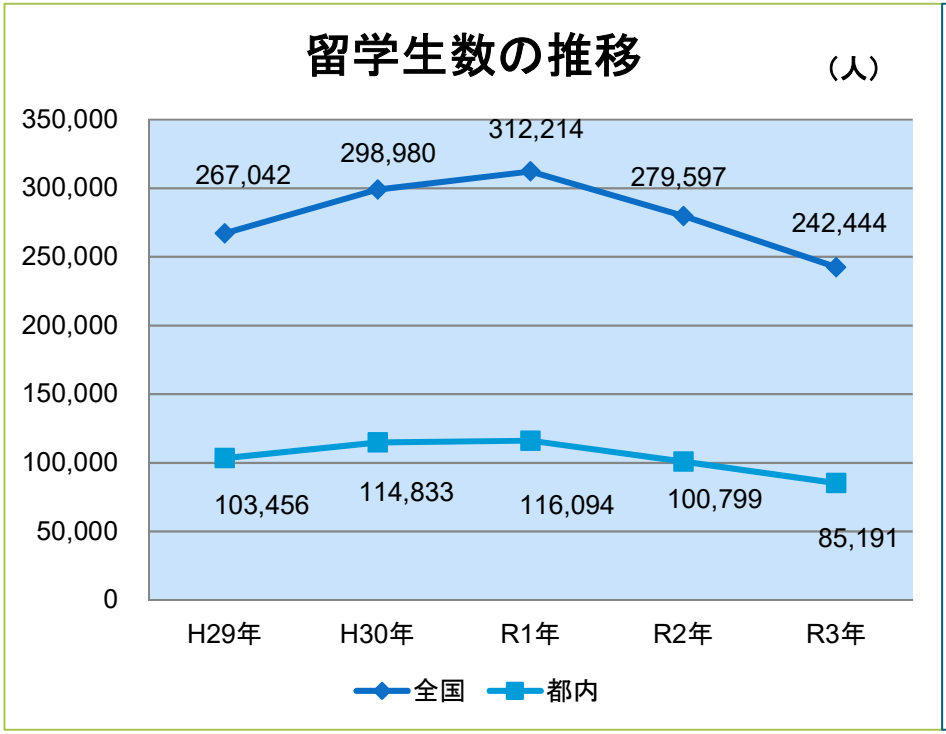

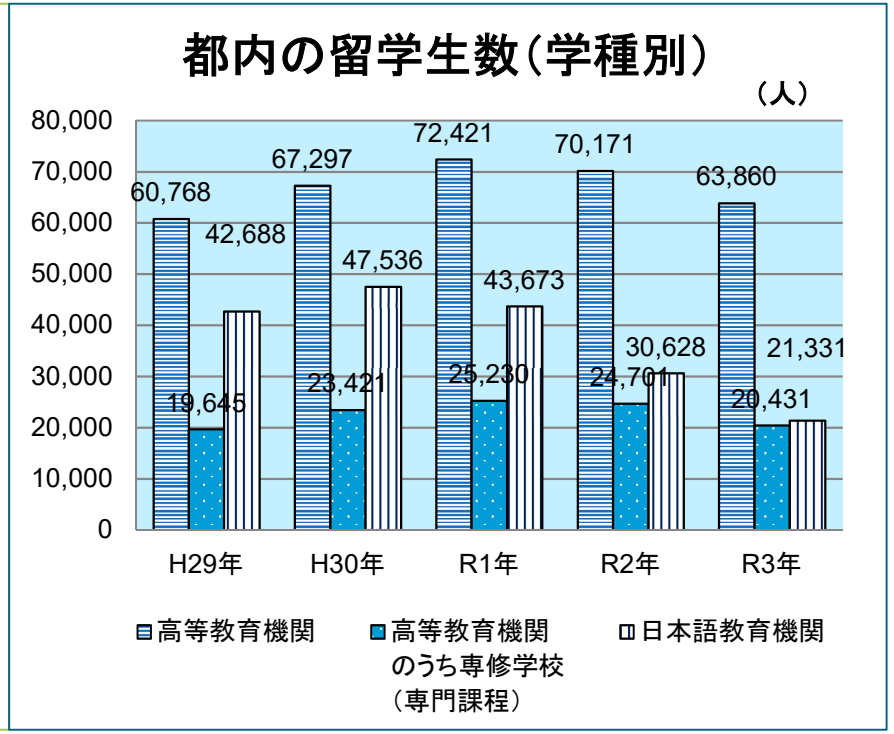

留学生数の推移（全国と都内の比較）

	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年
全国	267,042	298,980	312,214	279,597	242,444
都内	103,456	114,833	116,094	100,799	85,191
全国に占める割合	38.7%	38.4%	37.2%	36.0%	35.1%

※「留学生」とは、「出入国管理及び難民認定法」別表第1に定める「留学」の在留資格により我が国の大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関において教育を受ける外国人学生をいう。

※各年の5月1日現在の数値。 独立行政法人日本学生支援機構まとめ。

都内の留学生数（学種別）

	H29年	H30年	R1年	R2年	R3年
高等教育機関	60,768	67,297	72,421	70,171	63,860
うち専修学校（専門課程）	19,645	23,421	25,230	24,701	20,431
日本語教育機関	42,688	47,536	43,673	30,628	21,331

※各年の5月1日現在の数値。

※高等教育機関、日本語教育機関の数値は、独立行政法人日本学生支援機構まとめ。

※専修学校（専門課程）の数値は、東京都まとめ。

留学生数の推移について

○上位7か国・地域の比較（都内）

※専修学校（専門課程）の数値

	平成18年		平成26年		令和3年
1	中国（6,696）		中国（6,934）		中国（9,794）
2	韓国（3,016）		ベトナム（1,605）		ベトナム（5,373）
3	台湾（697）		韓国（1,306）		韓国（1,072）
4	ネパール（317）		ネパール（1,027）		ネパール（758）
5	スリランカ（269）		台湾（841）		台湾（607）
6	バングラデシュ（261）		ミャンマー（276）		ミャンマー（589）
7	ベトナム（204）		タイ（152）		ウズベキスタン（307）

学校調査における指摘事項

【見受けられた問題点】

１　留学生の受入数の誤認・超過

２　アルバイトの状況把握が不十分

３　除籍者・退学者に対する帰国指導が不十分

４　卒業後の状況把握が不十分

学校調査における指摘事項

1 留学生の受入れ数について（管理指針第1の2）

原則として

■ 日本語学科がない場合

→入学許可者数を、設置する全ての学科の入学定員を合算した数の１／２以内とする

■ 日本語学科がある場合

→留学生総数を　総定員数の１／２以内とする

※各種学校については、この限りでない　【管理指針第1の2（1）】

留学生管理のポイント　－受入数について－

管理指針第１の２　専修学校専門課程における受入数

・日本語学科がない場合⇒入学許可者数を総入学定員数の１／２以内とする
・日本語学科がある場合⇒留学生総数を総定員数の１／２以内とする

例　日本語学科がない場合

学科名	修業年限	入学定員	総定員
A学科	1年	80人	80
B学科	2年	40人	80
C学科	2年	40人	80
全学科合計		**160人**	**240人**

A学科からC学科のいずれも日本語学科ではないので・・・

○ 総入学定員の1/2⇒入学許可者数を80人以内

× 総定員の1/2⇒留学生総数を120人以内

例外：一定の要件を満たし、事前の申出を行うことで１／２を超える受入れが可能

要件

①出入国在留管理庁の在籍管理能力の判定において、「非適正校」の判定が、受け入れ予定年度の前年から過去4年間に1回以下であること。
②留学生の受入れのための組織体制を十分に整備し、段階的に増加させること。
③2分の1を超えて留学生を受け入れた後、要件を満たさなくなった場合、留学生受入数を2分の1以内に戻すこと。

＊　出入国在留管理庁の判定は、通常、11月頃に学校に郵送される。

→ 2分の1を超える留学生を受け入れた学校については、年2回（5月と11月）、所轄庁に対する定期報告が必要。

学校調査におる指摘事項
２ アルバイトの状況把握について（管理指針第3の4）

ーアルバイトについての諸注意ー

- 留学生がアルバイトを行うには、事前に地方出入国在留管理局において**資格外活動の許可**を受ける必要がある。
- 資格外活動許可は、学業に支障がなく、風俗営業店等で行うものではない場合に、**1週28時間以内**（**在籍する教育機関が学則で定める長期休業期間にあるときは1日8時間以内**。教育機関に在籍している間に限る。）で包括的に許可される。

《関係法令》

・出入国管理及び難民認定法第19条、同法70条（罰則）

・出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第5項第1号

２ アルバイトの状況把握（管理指針第3の4）

管理指針

- 資格外活動については、留学生の雇用主、労働内容、就業期間及び就業時間、雇用主の連絡先等を常時正確に把握しておくこと。

【管理指針第3の4（8）】

- 資格外活動については、風俗営業や風俗関連営業が営まれている営業所において行うもの等は認められていないことを周知し指導すること。

【管理指針第3の4（9）】

２ アルバイトの状況把握（管理指針第3の4）

- 勤務先名、所在地、電話番号、仕事内容、責任者名（店長等）、時給、１週間の勤務時間数、勤務曜日、勤務時間帯等の把握

⇒アルバイトに関する届出様式を設けて管理！
　提出された届出の記載内容の確認を徹底！

- 把握情報の定期的な確認・更新を実施

⇒オリエンテーション、在留期間更新時、個人面談等の機会に定期的に確認！長期休暇中の状況把握も忘れずに！

- 勤務先における勤務内容の把握

⇒留学生アルバイトの制約についての周知、勤務状況及び勤務内容の確認を！

【留学生の生活指導のための手引2020　P17～19】

２ アルバイトの状況把握（管理指針第3の4）

項目が不十分な

アルバイト報告書

学生情報	氏名	○○　○○
	学籍番号	1234567
勤務先情報	会社名	△△△△△
	住所	○○区××町
	責任者氏名	
	電話番号	03－××××-××××

学校調査における指摘事項

3 留学生の在籍管理の徹底について
（管理指針第3の4）

〇除籍者については直ちに出入国在留管理庁へ報告するとともに、除籍者に対する帰国指導を徹底すること

⇒在留期間が残っていても速やかに帰国させ、出国した事実の確認を！

- 帰国前・・帰国便の航空券の確認等
- 帰国後・・本国に電話又はメール等で連絡する。
  穴が空いた在留カードの写真や出国のスタンプが押されたパスポートのページや搭乗券の半券をメール等で送付させるなどの方法で出国した事実を確認する。

✔確認した資料は写しを保管する。
✔指導記録を作成する。

【留学生の生活指導のための手引2020　P28～34】

学校調査における指摘事項

４ 卒業後の状況の把握について（管理指針第4）

（1）帰国する卒業生等の出国を確認

⇒在留期間が残っていても速やかに帰国させ、出国した事実の確認を！

- 帰国前・・帰国便の航空券の確認等
- 帰国後・・本国に電話又はメール等で連絡する。

　穴が空いた在留カードの写真や出国のスタンプが押されたパスポートのページや搭乗券の半券をメール等で送付させるなどの方法で<u>出国した事実</u>を確認する。

✔確認した資料は写しを保管する。

✔指導記録を作成する。

【留学生の生活指導のための手引2020　P28～34】

4 卒業後の状況の把握について（管理指針第4）

(2)進学、就職する卒業生等の把握

⇒進学先への入学事実の確認

- 進学先の教育機関の入学許可書（合格通知だけでは不十分）
- 進学先の教育機関への入学金振込み領収書
- 進学先の学生証など

✔確認した資料は写しを保管する等、確認したことの記録を残す

⇒就職先の内定事実及び在留資格変更許可申請を行ったことの確認

- 内定通知書
- 雇用契約書
- 在留資格変更許可後の在留カードの写しなど

✔在留資格変更許可申請を行うことを指導し、申請事実・結果を確認する。
✔確認した資料は写しを保管する等、確認したことの記録を残す

4 卒業後の状況の把握について（管理指針第4）

（3）卒業後も継続して就職活動を行う卒業生の把握
－継続就職活動とは－

卒業前から行っている就職活動を卒業後も継続して行うことを希望する場合、一定の要件の下、在留資格を「特定活動」に変更し、卒業から1年間（※）、就職活動を行うことが可能。

※地方公共団体が実施する就職支援事業（出入国在留管理庁が定めた要件に適合するものに限る。）により就職活動を継続する場合で、要件を満たす場合は、更に1年間滞在することが可能。

【継続就職活動の対象】

- 学校教育法に基づく専修学校専門課程を卒業し、専門士の称号を取得
- 卒業前から行っている就職活動を引き続き行うことが目的
- 当該専門課程における修得内容が、就労に係るいずれかの在留資格に該当する活動と関連がある。

4 卒業後の状況の把握について（管理指針第4）

（3）卒業後も継続して就職活動を行う卒業生の把握

《継続就職活動の流れ》

在留資格変更許可申請（※）
許可　「留学」→「特定活動」（6月）

就職先決定

在留資格変更許可申請
「特定活動」→「技・人・国」等

許可
「技・人・国」等の就労資格へ

不許可

就職活動中

在留期間更新許可申請（※）
許可　「特定活動」

就職先が決まらない場合は**帰国**

※　直前まで在籍していた専修学校による継続就職活動推薦状が必要

推　　薦　　状

年　　月　　日

＿＿＿＿＿　出入国在留管理局長　殿

下記の者については，本校を卒業後，本邦において就職活動を行っており，就職活動を継続するに当たって，
1．資格外活動を行う場合には，許可される範囲内で資格外活動を行うこと，
2．その他日本国法令を遵守すること
を指導しており，就職活動を行うことを目的とする在留資格変更許可・在留期間更新許可・資格外活動許可・再入国許可を受けることが適当な者として推薦いたします。

記

氏　　名
国籍・地域
住　居　地
生 年 月 日　　年　　月　　日

推薦者

学校名＿＿＿＿＿＿＿＿　印

（注）申請に当たっては，「在留資格変更許可・在留期間更新許可・資格外活動許可・再入国許可」のうち，該当しないものを二重線で消去してください。

在留資格「特定活動」への在留資格変更許可申請手続の詳細はこちら（出入国在留管理庁HP）
https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/designatedactivities14.html

4 卒業後の状況の把握について（管理指針第4）

（3）卒業後も継続して就職活動を行う卒業生の把握

〈卒業時〉

⇒就職意思・在学中の就職活動状況の確認

・学校の推薦基準を満たしていることを確認（就職活動状況については、企業訪問や就職試験の結果通知、企業との連絡メールなどにより実態を確認）

〈在留資格「特定活動」に変更後〉

⇒継続的に就職活動を行っていること等を確認

・定期的に（月１回程度）面談を行うなどして、就職活動の状況及びアルバイトの状況について把握する。

✔就職の意思を口頭で確認するだけでは不十分、資料で確認を。

✔在留資格「特定活動」で在留中の就職活動及びアルバイトの状況を踏まえ、在留期間更新許可申請のための推薦状を交付するか判断する。

✔確認した資料は写しを保管するなど、<u>指導記録を作成する。</u>

資料・相談窓口をご活用ください

- 「専門学校・各種学校の留学生受入れ等に係る管理指針」（令和元年８月改定）[東京都私学部ホームページに掲載]

  https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/ninka/files/0000000074/51ryugakusei_kanrishishin.pdf
- 「留学生の生活指導のための手引2020」

  （令和２年１２月改訂）[東京都私学部ホームページに掲載]
  https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/ninka/files/0000000074/52ryugakusei_tebiki2020.pdf
- 留学生等指導相談窓口

  公益社団法人東京都専修学校各種学校協会に設置

  電話　03-5388-0506　月・水・金（祝日除く）　9:30～17:30

  過去の相談事例Ｑ＆Ａの掲載、メール相談も可

  https://tsk.or.jp/foregner/index.php